

議案第27号

久喜市ごみ処理検討委員会条例

(設置)

第1条 久喜市のごみ処理等に係る諸事項について、総合的に検討するため、久喜市ごみ処理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に関すること。
- (2) ごみ処理施設整備基本構想の策定に関すること。
- (3) その他ごみ処理等に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることが
できる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、
会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暉 二

提案理由

目指すべきごみ処理体系やごみ処理施設の基本的事項について、市民の代表者等や有識者からの意見を広く取り入れるため、久喜市ごみ処理検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。